

読書コーナー

このオムライスに、付加価値をつけてください

著者：柿内尚文

この本を読んで、「付加価値」という言葉の捉え方が整理されました。これまでの実務の中でも、お客様にどのような価値を提供できるかは意識してきましたが、本書はそれを言葉として分かりやすく示してくれる内容でした。

私は会計業務に約20年携わっており、正確性や迅速な対応といった基本的な部分を重視して業務に取り組んできました。しかし、本書を通じて、それだけでは十分ではなく、そこにもどのような付加価値を乗せるかが重要であると改めて考えさせられました。

特に印象的だったのは、付加価値は新しいものを生み出すだけでなく、既にあるものの見せ方や伝え方を変えることにもよって生まれるという点です。会計事務所の業務は、試算表や決算書、申告書の



作成といった点では差が出にくい分野ですが、その内容をどのように説明し、お客様の理解や意思決定につなげるかによって、提供できる価値は大きく変わります。これまでの対応を振り返ると、必要な説明にとどまり、相手にとっての分かりやすさや一歩踏み込んだ提案という点では、まだ工夫の余地があると感じています。

また、「付加価値は自己表現でもある」という考え方も印象に残りました。長年の業務で培ってきた知識や経験は、それをどのように伝えるかによって価値の伝わり方が変わります。単に事実を伝えるだけでなく、その背景や今後の見通しまで含めて説明することで、お客様の理解や納得感を高めることができます。

さらに、「見えない価値を見る化する」という視点も、日々の業務にすぐ活かせる内容でした。提供しているサービスの成果は、その場で分かりにくいこともあります。具体的な数値やシミュレーションを用いることで、その価値をより分かりやすく伝えることができます。これは単なる説明ではなく、価値を実感していただくための工夫だと思います。

この本を通じて、特別なことをしなくても、日々の仕事の中で付加価値を高めていくことができると気づきました。今後は「正確に処理する」という基本に加え、「どのように伝えるか」「どのように価値として受け取っていただくか」をこれまで以上に意識しながら業務に取り組んでいきたいです。

(文責：三友)

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたと、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名

2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：めいわ税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

編集後記

4月は入学や就職、転勤等、新生活が始まる季節です。心も新たに頑張っていきたいと思います。

めいわ新聞

MEIWA SHINBUN
令和8年4月号
第200号

高橋税経グループ

めいわ税理士法人 TEL:027-361-5568

群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040

相模手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:https://meiwa.tax E-mail:info@meiwa.tax



所長挨拶

陽春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。昔は桜といえは4月上旬、ちょうど小学校の入学式の頃に、校庭でピカピカの一年生を迎える満開の桜というのが定番でしたが、最近地球温暖

化の影響か、もうすでに花吹雪を盛んに散らしている桜の木の方が多く見受けられます。

さてそんな急に暖かくなった3月最後の土曜日に、高崎芸術劇場で群馬交響楽団の第616回定期演奏会が開催されました。この紙面でも何度かご紹介したように、私の趣味らしい趣味と、言えるのはクラシック音楽くらいなもので、毎週行われる群響の定期演奏会を楽しみにしています。今回は、3年間群響の常任指揮者として活躍してきた指揮者の飯森範親氏が振る最後の定期演奏会で、さらにはメインでベートーベンの第九をやるということで、大劇場の2千席は早くに完売、私も楽しみに聴きに行きました。

そこで出会ったのが、長年のお客様である藤岡市在住の99歳の女性。今は施設に入っておられますが、まだまだお元気で、この日は介護士さんに付き添われ車椅子でコンサートに来ていたのです。高崎芸術劇場はコロナの前前に開場し、もち

ろん完全なバリアフリー仕様で、車椅子でも問題なく入場できます。さらにエレベーターにほど近い中央通路に車椅子席が完備され、音響も完璧とできています。7月に100歳を迎えるその方は、クラシックのコンサートに相応しい素敵な洋服をお召しになり、白髪をきれいにセットして車椅子に静かに座っておられました。

ただでさえオーケストラと大合唱、そして4人のソロ歌手の競演による第九の4楽章は興奮するものですが、さらに今回は指揮者飯森氏の最終公演ということもあって、満員の聴衆は大いに盛り上がりました。

終演後、彼女の席に寄ってみると、「よかったわねー、高橋さん!」と頬を紅潮して呼びかけてくれました。

こんな風に歳を取っても元気で、好きなことに積極的になれるような人生を送りたいものだと思わされたところです。

いよいよ長かった冬も終わり春本番。いつまた猛暑が襲ってくるか分かりませんが、せめてそれまでの間自然の有難さを感じつつ、春ならではの楽しみを見つめたいと思います。

皆さまには十分にご自愛の上、毎日をお元気に過ごさすよう、心からお祈り申し上げます。



Contents

P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス

P3 Q&Aコーナー
P4 読書感想文・将軍の日・編集後記

めいわ税理士法人 ～税務TOPICS～

【2026年度税制改正大綱】
主な改正内容をチェック

令和8年度 2026年度 税制改正大綱では、課税の公平性を確保するための見直しとして、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置 ミニマムタックス」の強化が盛り込まれました。

ミニマムタックスとは？



給与所得などの総合課税では5～45%の累進税率が適用されるのに対し、株式や長期保有不動産の譲渡益には一律15%の分離課税が適用されます。富裕層ほど分離課税の割合が大きく、所得税の負担率が下がる「逆転現象」を是正するため、2025年の所得税から新たに本制度が導入されました。現行制度改正前では、合計所得金額から特別控除額3.3億円を差し引いた金額に22.5%の税率を乗じて計算した税額が通常の所得税額よりも大きい場合には、その差額を追加で納税する必要があります。つまり、所得が3.3億円を超える場合には、超える部分については少なくとも22.5%の税負担が生じることとなります。

改正によって対象者拡大へ

今回の改正では、対象者が大幅に拡大するうえ、税負担も増加します。具体的には、特別控除額が3.3億円→1.65億円へと半減し、適用税率も22.5%→30%へと引き上げられます。

この変更により、株や不動産などの分離課税のみの場合、改正前は所得が約10億円を超える超富裕層のみが主な対象者でしたが、改正後は所得が約3億円規模の経営者や投資家層にも影響が及ぶものと考えられます。

なお、本改正は2027年令和9年1月1日以後の所得について適用され、住民税には影響しません。

改正前	改正後
(基準所得金額-3.3億円)×22.5% -基準所得税額	(基準所得金額-1.65億円)×30% -基準所得税額



2026年度税制改正大綱では、ミニマムタックスの対象者が拡大するうえ、税率も引き上げられることとなりました。

特にM&Aによる株式譲渡や不動産の売却など、多額の所得が発生する場合には、思いがけず本制度の対象となるケースも考えられるため、売却時期は慎重に検討しましょう。

Q & A CORNER \「どうしよう?」にお答えします! /

Q



私は会社で経理を担当しています。所得税法上の退職所得の源泉徴収票の提出義務について、令和8年1月以後、その提出範囲が拡大されたと聞きましたので、その概要を教えてください。

A



令和8年1月1日以後は、(役員だけでなく)従業員に対して退職手当等を支払った場合にも、退職所得の源泉徴収票の税務署長への提出が必要となります。詳細は下記解説をご参照ください。

1. 退職所得の源泉徴収票の提出義務の概要(現行制度)

所得税法上、居住者に対し国内において退職手当等の支払をする者は、原則として、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票2通を作成し、その退職の日以後1月以内に、1通を税務署長に提出し、他の1通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならないと定められています。

ただし、法人がその役員に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、上記の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しないと定められています。

(注)上記とは別に、地方税法では、法人の役員等に退職手当等を支給した場合は、「退職所得の特別徴収票」を退職手当等の支払を受ける者の各人別に2通作成し、その退職の日以後1月以内に、1通を市町村長に提出し、他の1通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならないと定められています。

2. 令和8年1月1日以後に支払う退職所得等にかかる源泉徴収票の提出義務の範囲

上記1.の退職所得の源泉徴収票については、令和7年度税制改正により、令和8年1月1日以後に退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。

したがって、令和8年1月1日以後は、従業員に対して退職手当等を支払った場合にも退職所得の源泉徴収票の税務署長への提出が必要となりますのでご注意ください。

(注)地方税法でも同様の改正が行われているため、令和8年1月1日以後は、従業員に対して退職手当等を支払った場合にも退職所得の特別徴収票の市町村長への提出が必要となります。

【参考】

所法226、所規94、改正所法226、改正所規94、令和7年改正所規附則6、地方税法328の14、地方税法施行規則2の5の3、改正地方税法328の14、改正地方税法施行規則2の5の3、令和7年改正地方税法施行規則附則2、財務省「令和7年度税制改正の大綱」など